

厚生労働大臣の定める掲示事項

2026年1月1日現在

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について

(1) 院内掲示をする手術件数（医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び6号に掲げる手術

(2025年1月～2025年12月)

1：区分1に分類される手術		手術の件数	4：区分4に分類される手術	手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	腹腔鏡下・胸腔鏡下手術等	25
イ	黄斑下手術等	4	5：その他の区分	手術の件数
ウ	鼓室形成手術等	0	人工関節置換術	47
エ	肺悪性腫瘍手術等	26	乳児外科施設基準対象手術	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	25
2：区分2に分類される手術		手術の件数	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
ア	靭帯断裂形成手術等	3	経皮的冠動脈形成術	19
イ	水頭症手術等	0	・急性心筋梗塞に対するもの	1
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	・不安定狭心症に対するもの	2
エ	尿道形成手術等	0	・その他のもの	16
オ	角膜移植術	0	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
カ	肝切除術等	0	経皮的冠動脈ステント留置術	90
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	・急性心筋梗塞に対するもの	3
3：区分3に分類される手術		手術の件数	・不安定狭心症に対するもの	8
ア	上顎骨形成術等	0	・その他のもの	79
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0		
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉	0		
エ	母指化手術等	0		
オ	内反足手術等	0		
カ	食道切除再建術等	0		
キ	同種死体腎移植術等	0		